

山口県報

平成30年
3月30日
(金曜日)

目 次

○教委規則

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則……………

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則……………

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則……………

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………

○教委訓令

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令……………

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令……………

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令……………



山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表教育政策課の項中「教育企画班 秘書班」を「教育企画班」に改め、同

表教職員課の項中「学校給与班」を削る。

第十五条第一項の表本庁の項中「教育次長」を「副教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第四号

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則（昭和四十三年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 組織上の職の表本庁に関する部分中「教育次長」を「副教育長」に改める。

別表第二の一 組織上の職の表本庁の項中「教育次長」を「副教育長」に、「教育庁の事務を整理する」を「教育庁の事務を掌理する」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第五号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項、第八条の二第二項、第十四条第一項及び第十六条第一項中「教育長」の下に「、理事」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第六号

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則（昭和二十六年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員の項中「教育次長、」を「副教育長、理事、審議監、」に、「教育次長」を「副教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第七号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立小野田工業高等学校の項中

機械科	3	35
調理科	3	—
学科		

を

「機械科 3 35」に改め、「全日制課程情報科学科は、平成28年度から生徒募集

を廃止する。」を削り、同表山口県立下関中央工業高等学校の項を削り、山口県立下関工業高等学校の項を次のように改める。

山口県立下関工業高等学校	下	関	市本	校			夜	機械科	3又は 4	又は	1					定時制課程機械科は、平成28年度から生徒募集を停止する。
--------------	---	---	----	---	--	--	---	-----	----------	----	---	--	--	--	--	------------------------------

別表の1の表山口県立奈古高等学校の項を削り、別表の4の表山口県立石国総合支援学校の項中「25」を「27」に改め、同表山口県立田布施総合支援学校の項中「46」を「38」に改め、同表山口県立周南総合支援学校の項中「22」を「23」に改め、同表山口県立徳山総合支援学校の項中「38」を「41」に改め、同表山口県立防府総合支援学校の項中「41」を「42」に改め、同表山口県立山口南総合支援学校の項中「46」を「35」に改め、同表山口県立宇部総合支援学校の項中「68」を「69」に改め、同表山口県立豊浦総合支援学校の項中「22」を「30」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第1号

庁中一般
各教育機関

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令
山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程（昭和五十二年山口県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「教育次長等」を「副教育長等」に改め、同条中「教育次長」を「副教育長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第2号

庁中一般
各教育機関

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程（昭和三十四年山口県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号中「教育次長」を「副教育長」に改める。

別記第六号様式及び別記第七号様式中「~~機~~」を「~~機~~」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第3号

庁中一般
各教育機関

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会職員健康管理規程（平成五年山口県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「教育長が教育次長のうちから指名する」を「副教育長をもって充てる」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日
印刷發行

發行人所

山口県知事